

国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）令和3年度～令和7年度  
令和3年6月18日 国土交通省 <分野横断的な事項 抜粋>

## Ⅱ. 国土交通省の役割

国土交通省は、各インフラの維持管理・更新等が適切に行われるよう体制や制度等を構築する「所管者」としての役割と、自らがインフラの「管理者」として維持管理・更新等を適切に実施する役割を担っている。

本行動計画では、これらの二つの立場から国土交通省として取り組むべき施策のとりまとめを行い、国土交通行政全体として、戦略的な維持管理・更新等に向けた取組を強力に推進する。

## Ⅲ. 計画の範囲

### 【計画期間】

本行動計画における計画期間は、中長期的な視点から社会資本整備に取り組んでいくための道しるべである「社会資本整備重点計画」との整合を図り、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）までとする。

## Ⅵ. 必要施策に係る取組の方向性

### 【これまでの取組の総括】

国土交通省では、平成26年5月に策定した行動計画に基づき、これまで「メンテナンスサイクルの構築」「将来の維持管理・更新費の抑制」「メンテナンスの生産性向上」にかかる取組を実施してきた。

「メンテナンスサイクルの構築」に関しては、施設点検の実施による健全度の把握を順調に実施するとともに、必要となる基準や法令等を整備した。また、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画の策定促進、計画内容の「見える化」による内容の充実促進を実施した。さらに、より効率的な点検実施に向けて新技術の開発・普及を踏まえた点検要領の改定などを実施した。これらの取組により、地方公共団体管理施設も含めたインフラメンテナンスのサイクル構築が図られたものと評価できる。

（V. 1. 個別施設計画の策定・推進、V. 2. 点検・診断／修繕・更新等、  
V. 7. 基準類の整備、V. 8. 法令等の整備 等）

「将来の維持管理・更新費の抑制」に関しては、まず将来の維持管理・更新費を推計し、予防保全型のインフラメンテナンスによるトータルコストの抑制効果について示した。この結果を受け、予防保全の管理水準を下回る状態のインフラの機能を回復させるために財政的支援を行っているが、早急に修繕等が必要な施設が多数残っている状況である。また、社会情勢等の変化に応じたインフラの集約・再編等の取組を促進しているが、いずれ迎える施設の

更新時における機能向上の検討などを含め、引き続きこれらの取組を推進していく必要がある。

(V. 2. 点検・診断／修繕・更新等、V. 3. 予算管理 等)

「メンテナンスの生産性向上」に関しては、多くのインフラを管理する一方で人的資源が不足する地方公共団体への支援を中心に取組を実施してきた。維持管理体制を確保していくため、メンテナンスに関する情報提供の場の構築、点検・診断における地域一括発注の取組など施設管理者を超えた広域的な連携、民間事業者が持つ技術やノウハウを活用した維持管理手法の導入などを実施した。また、インフラメンテナンスの更なる効率化・高度化のため、維持管理情報のデータベース化や施設管理者間・分野間でのデータベース連携、産学官民の連携による新技術の開発・導入の推進などの取組を実施してきた。インフラメンテナンスの更なる生産性向上を図っていくため、引き続きこれらの取組を推進していく必要がある。

(V. 4. 体制の構築、V. 5. 新技術の開発・導入、V. 6. 情報基盤の整備と活用、V. 7. 基準類の整備 等)

インフラは「国民の安全・安心の確保」「持続可能な地域社会の形成」「経済成長の実現」という役割を担っているが、インフラが持つ機能を将来にわたって適切に発揮させるため、「持続可能なインフラメンテナンス」を適切に実施していく必要がある。特に、近年における自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、事前防災として平時から適切なインフラメンテナンスを実施することの意義が大きくなっている。また、データやデジタル技術の社会実装等、インフラ分野のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進が必要である。

#### 【防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策】

気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化や南海トラフ地震等の発生の切迫、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化等を踏まえ、政府全体で追加的に必要となる事業規模を、5年間で概ね 15 兆円程度を目途とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が令和2年 12 月 11 日に閣議決定された。本対策では、重点的に取り組むべき対策として「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」が位置付けられた。

国土交通省所管分野では、河川・ダム・下水道・砂防・海岸・道路施設・都市公園・公営住宅・港湾・鉄道施設・空港・航路標識の老朽化等対策などの予防保全への転換を図るなど 12 対策が位置付けられており、追加的に必要となる事業規模は、令和7年度までの5年間において概ね 1.5 兆円程度を目途としている。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、緊急または早期に措置すべきインフラに対して集中的な修繕等の対策を推進し、予防保全型インフラメンテナンスへの転換の加速化を図っていく。

前述のとおり、国土交通省ではこれまで数々のインフラメンテナンスに係る取組を実施してきたが、国土交通省分野のインフラの現状や課題、また将来にわたる「持続可能なインフラメンテナンス」を実現させていく観点を踏まえ、第2次における国土交通省インフラ長寿命化計画において「目指すべき姿」及び「計画期間内に重点的に実施すべき取組」を、以下に示す。

#### 【目指すべき姿】

予防保全に基づくインフラメンテナンスへの本格転換による維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や、新技術等の普及促進によるインフラメンテナンスの高度化・効率化等を進め、インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できる、持続可能なインフラメンテナンスを実現する。

#### 【計画期間内に重点的に実施すべき取組】

##### I. 計画的・集中的な修繕等の確実な実施による「予防保全」への本格転換

予防保全の管理水準を下回る状態となっているインフラに対して、計画的・集中的な修繕等を実施し機能を回復させ、予防保全型のメンテナンスサイクルに早期に移行し、将来の維持管理・更新費の抑制を図る。

特に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」により、予防保全への転換に向けた老朽化対策を加速化する。

##### II. 新技術・官民連携手法の普及促進等によるメンテナンスの生産性向上の加速化

多くのインフラを管理する一方、メンテナンスに携わる人的資源が不足している地方公共団体等が適切かつ効率的なインフラメンテナンスを実施していくため、新技術や官民連携手法の導入促進など、メンテナンスの生産性向上に資する取組の推進を加速化する。

##### III. 集約・再編やパラダイムシフト型更新等のインフラストック適正化の推進

社会情勢の変化や利用者ニーズ、将来のまちづくり計画等を踏まえたインフラの集約・再編や、機械設備の耐用年数の到来など来るべき大更新時代に備えた更新時のパラダイムシフトの検討など、インフラストックの適正化に向けた取組を推進する。

上記に掲げた取り組みを含め、以下の取組を進める。

なお、進捗状況を定量的に測定するための指標を設定しているが、所管者としての取組のうち、地方公共団体が実施する取組については、設定した指標の目標達成に向けて、国の財政的、技術的支援を通じて地方公共団体の取組を促していくものである。

#### 1. 個別施設計画の策定・充実

##### (1) 計画の更新と内容の充実

個別施設計画の策定対象となる施設について、計画が未策定である施設がある施設管理者に対して策定を促し、目標を定めて早期に策定を完了させる。

また、個別施設計画の策定後においても、施設の点検結果や利用状況、社会情勢の変化等により、個別施設毎の対応方針も変化していくことから、対応方針の見直しを含めて、個別施設計画の定期的な更新を促進する。その際に、将来の維持管理・更新費の見通しや、費用縮減に向けた具体的な方針、優先順位の考え方など、計画内容を充実していく。

地方公共団体が策定した個別施設計画について、その記載内容を一覧に取りまとめホームページにて公表する「見える化」を実施するとともに、老朽化対策にかかる補助金・交付金について、個別施設計画にコスト縮減に向けた具体的な方針を記載することを要件化するなどにより、計画内容の充実化を図っていく。

## 2. 点検・診断／修繕・更新等

### (1) 点検・診断

各分野における定期点検サイクルに基づいた施設点検を着実に実施し、インフラの経年劣化や損傷度合いの把握、健全度の評価などを確実に実施する。

### (2) 修繕・更新

施設の点検結果や利用状況等を踏まえて個別施設計画を策定・更新し、その計画における対応方針や対策の優先順位等に基づきインフラの修繕・更新等の措置を計画的に実施する。

予防保全段階にあるインフラに対しては、損傷が軽微なうちに修繕を実施する予防保全型のインフラメンテナンスにより、インフラの長寿命化、将来の維持管理・更新費の抑制を図る。

早期に措置が必要なインフラに対しては、交付金や個別補助制度の活用等により、集中的な対応を施し、インフラの機能を回復させ、予防保全型のインフラメンテナンスへの転換を早期に図る。特に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」に基づいた集中的な修繕等の対策の推進により、予防保全への転換を加速化する。

また、機械設備をはじめ、耐用年数が到来する施設の更新に備え、施設の単純更新ではなく、新技術の恩恵を享受し機能向上を付加する等、更新時のパラダイムシフトを図っていく必要がある。先行事例として河川ポンプ設備を対象とし、大量生産品の導入による「マスプロダクツ型排水ポンプ」の技術研究開発を実施する。

### (3) 集約・再編等

社会経済情勢の変化や将来のまちづくり計画、地方公共団体において策定する「公共施設等総合管理計画」における公共施設の統廃合・廃止の方針等を踏まえ、必要なインフラの選択と集中を図り、将来の維持管理・更新費の抑制や、時代に合ったストック効果の更なる向上に向けて、必要性のなくなったインフラの集約・撤去や、利用者ニーズに沿ったインフラの再編・複合化・機能転換を推進する。

地方公共団体等による集約・再編等の取組促進に向けて、事例集やガイドラインの充実・周知、財政的な支援を実施する。

また、インフラの集約化・複合化等の実施数を把握し、実績や傾向を踏まえて必要な措置を検討する。

### 3. 予算管理

#### (1) トータルコストの縮減と予算の平準化

厳しい財政状況や、人口減少、少子高齢化が進展する将来を見据え、持続可能なインフラメンテナンスを実現するためには、将来の維持管理・更新費の抑制を図ったうえで、インフラにかかる投資を計画的に実施していく必要がある。

そのため、「Ⅵ. 1. 個別施設計画の策定・充実」「Ⅵ. 2. 点検・診断／修繕・更新等」において掲げた取組を推進する。

#### (2) 地方公共団体等への予算措置

地方公共団体等が、管理するインフラの適切な維持管理・更新等を実施し、持続可能なインフラメンテナンスを実現していくためには、地方公共団体等が実施するインフラメンテナンスの取組に対して、国からの財政的な支援が必要である。

防災・安全交付金や個別補助制度のほか、公共施設等適正管理事業債など様々な財政的な支援により、適切なインフラメンテナンスの実施を促す。

#### (3) 受益と負担の見直し

今後、増大が見込まれる更新需要に対応するため、財源確保の観点から受益と負担の見直しを進める。

料金等を徴収している施設については、個別施設毎の点検・診断結果に基づき、将来必要となる修繕や更新等に係る経費の見通しを明確化する取組を進めた上で、現在の料金等ではその対応が困難な場合には、必要な財源の確保に向けて検討を行う。

なお、その導入時期については、点検・診断の結果等のデータの取得状況や、修繕・更新等の必要経費の将来見通しの算定状況、利用者負担の増加の程度や経済社会への影響等に配慮しつつ、個別施設毎に慎重に判断するものとする。

### 4. 体制の構築

#### (1) 維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成

各地方に設置しているインフラメンテナンス国民会議地方フォーラムにおいて、地方公共団体等への参加の呼びかけを行うとともに、個別分野における相談への対応や支援メニューの紹介など、適切な技術的支援等を実施する。

また、地方公共団体等に対してインフラメンテナンスにかかわる情報提供や指導等を実施するとともに、国だけではなく地方公共団体等の職員も対象に含めた研修・講習会を開催し、担当職員の参加を促進することで、施設管理者における技術力向上を図る。

## （２）維持管理に関する資格制度の充実

維持管理・更新等を実施する際に必要となる技術力を確保するため、人材育成やメンテナンスの質の確保の観点から、構築されている民間資格登録制度の更なる充実を図る。

## （３）管理者間の相互連携体制の構築

人口減少、少子高齢化の進展が見込まれる中、特に小規模な地方公共団体においても将来にわたってインフラを適切に管理できるよう、国、都道府県、市町村等が広域的に連携することが必要である。

構造が複雑かつ大規模など、高度な技術力を要する地方公共団体管理の施設に対して、国や研究所からの技術的な助言や技術者派遣等を実施する。また、施設の健全度状況や地域の実情に応じて、修繕等の代行制度を活用する。

市町村が実施する点検・診断の発注事務を都道府県等が受委託する地域一括発注の取組を引き続き推進する。

各分野において設立された「メンテナンス会議」を定期的を開催し、参画する国や地方公共団体等の管理者間においてメンテナンスに関する情報共有を実施する。

## （４）担い手確保に向けた環境整備

修繕工事等の担い手の中長期的な確保・育成のため、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算による適正な予定価格の設定、建設企業等が参加しやすい発注ロット・入札契約方式の工夫に努めていく。

また、建設工事従事者の長時間労働の是正、週休２日の実現に向け、工期の適正化や、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化を推進する。その際、地方公共団体の取組を「見える化」し、地方公共団体による自発的な取組を促すとともに、先進的な取組事例の周知・普及等に努める。

さらに、技能者の処遇改善に向けて、技能者の技能・経験の見える化や適正な能力評価を業界横断的に進めるための「建設キャリアアップシステム（CCUS）」について、建設産業の持続的な発展のための業界共通の制度インフラとして普及を促進し、令和５年度からの建設業退職金共済制度の CCUS 活用への完全移行とそれに連動したあらゆる工事における CCUS 完全実施を目指す。

併せて、女性の定着促進や特定技能外国人制度の普及等を通じた外国人材の受入環境の整備と活用促進等に取り組むとともに、優秀な若手技術者等が早期に活躍できる環境整備、若者の建設産業への入職意欲に働きかける戦略的な広報、学校におけるキャリア教育等への建設企業の協力の促進を図る。

## （５）民間事業者等と連携した維持管理の実施

道路、河川、海岸、港湾の各分野における「協力団体制度」の充実を図るなど、市民団体によるインフラの維持管理等に資する活動を推進する。

インフラの維持管理における包括的民間委託などの官民連携手法の導入拡大に向け、これらの導入を検討している地方公共団体に対して初期財政支援、専門家の派遣、技術的助言などの支援を実施するとともに、これまでの支援や事例を通じて得られた知見や好事例の横展開を図っていく。また、インフラメンテナンス国民会議に参加する地方公共団体が令和7年度までに1,100者（令和元年度時点、779者）となるよう、包括的民間委託を含むインフラメンテナンスの高度化・効率化に関する取組について、国民会議を通じた普及を図る。

#### （6）国民等の利用者の理解

国民等のインフラの利用者がその重要性を理解し、適切な対応を行うことで、施設の長寿命化が図られ、国民の負担が軽減される。

このことを、インフラメンテナンス国民会議による普及活動や、施設の現地見学会や維持管理への参画等を通じて、国民の理解をさらに促進する。

### 5. 新技術の開発・導入

#### （1）技術研究開発の促進

技術研究開発に対する管理ニーズ、管理すべきインフラのボリューム感等の情報を示すとともに、試行的実施を行うフィールドの提供や試行費用の負担等、民間等が技術研究開発に投資しやすい環境を整備する。

また、積雪寒冷地のような過酷な気象条件下等における土木構造物の劣化進行予測技術とそれに応じた措置技術など設置環境や利用状況に応じた技術研究開発も行う。

#### （2）円滑な現場展開

維持管理・更新等に係る新技術について、技術開発の活性化と、それらの円滑な現場展開を図るため、NETIS等を活用する。国土交通省直轄土木工事において、新技術の活用を原則義務付けたうえで発注を行う。

点検要領等の技術的基準において、新技術活用の積極的採用を推進する姿勢や従来方式の代替として可能であることを明確化するなど、新技術活用推進に向けた改定を行う分野を、令和2年度中に9分野に拡大した。また、施設管理者が新技術を選定する際の参考とするため、基準を満たした技術を掲載する「性能カタログ」の策定を、令和2年度中に8分野に拡大した。引き続き、カタログに掲載される技術数を増加するなどの内容充実も図っていく。

地方公共団体がコスト削減効果の高い新技術等を採用することで、維持管理・更新等に係るトータルコストの削減や省力化をより促進するため、そのような新技術を採用する事業の優先採択や交付金の重点配分を実施する。これらにより、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入する施設管理者数を増加する。

管理者ニーズや現場条件に合った新技術の活用を促進するため、インフラメンテナンス国民会議を通じた新技術のシーズとニーズのマッチング数が令和7年度までに400件となるよう取り組む（令和元年度時点、169件）。併せて、産学官民から構成されるインフラメンテナンス国民会議の参加者数が令和7年度までに3,000者となるよう取り組む（令和2年

度時点、2,100 者)。

## 6. 情報基盤の整備と活用

### (1) 情報の蓄積・更新

維持管理業務を通じて収集した情報については、国はもとより、地方公共団体等を含め、確実に蓄積するとともに、施設の点検結果等を踏まえて適切に更新する。

また、施設毎に構築を進めているデータベースについて、適切な運用を図る。

### (2) 情報の利活用と発信・共有

データベースや情報プラットフォームに蓄積・集約化した情報については、効果的な維持管理の実施、作業の効率化、事故等に係る同種・類似のリスクを有する施設の特定、新技術の開発・活用等の老朽化対策の高度化、資産価値の評価等へ積極的に活用していくため、施設管理者間や分野間での連携を推進する。

また、インフラの3次元データのほか、官民が保有する様々なデータの幅広い利活用を推進する「国土交通データプラットフォーム」と、スマートシティにおける都市OSとの連携を推進し、活用事例の具体化・発信を通じ、横展開を図る。

建設生産システムの効率化・高度化に向け、令和5年度までに小規模を除く全ての公共工事におけるBIM/CIMを適用する。

国民への情報発信として、「社会資本の老朽化対策情報ポータルサイト」を通じて、インフラメンテナンスに関する様々な情報を引き続き発信する。

## 7. 基準類等の充実

### (1) 基準類等の充実

建築基準法に基づく建築物の定期点検等の分野横断的な基準類や各分野の基準類について、引き続き適切に運用するとともに、適時・適切に改定を行う。

より効率的なインフラメンテナンスが着実に実施されるよう、メンテナンスの質の向上、作業の効率化、利用者への影響の最小化、工期の短縮、トータルコスト縮減等の観点から有用と判断された新技術の普及状況や、「Ⅵ. 5. 新技術の開発・導入」に掲げた取組の進捗を通じて得られた知見を、関連する基準類に反映する。

また、建築基準法等の分野横断的な法令等や各分野の法令等を引き続き適切に運用するとともに、社会構造の変化や本計画に基づく取組を進める中で発生する新たな課題に対応するため、制度化が必要な事項については、機会を捉えて法令等の整備を推進する。

## Ⅶ. フォローアップ計画

本計画に関する進捗状況を把握するとともに、進捗が遅れている施策の課題の整理と解決方策等の検討を行うため、計画のフォローアップを行う。

また、必要に応じ、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において報告するとともに、他省庁との連携方策のあり方についても適宜見直しを行う。



本計画の取組の進捗や、各分野における最新の取組状況等については、国土交通省ホームページ等を通じて積極的に情報提供を図る。